

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱

制 定 令和7年7月11日 健介事第390号（局長決裁）

改 正 令和8年6月18日 健介事第364号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業（以下「本事業」という。）補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 市内の居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所（以下「事業所」という。）に対し財団法人国民健康保険中央会が構築したケアプランデータ連携システムの導入を促進し、介護のDXを活用することで介護現場の負担を軽減することを目的とする。

（用語の定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、介護保険法（平成9年法律第123号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）及び補助金規則の例による。

（補助対象者）

第4条 この要綱における補助金の対象となる事業者（以下、「補助対象者」という。）は、介護保険法に基づき指定された横浜市内に所在する別表1に定めるサービス種別の事業所を運営する者とする。

2 前項に規定する別表1に定めるサービス種別の事業所のうち、介護保険法第71条及び第72条に規定する指定居宅サービス事業者とみなされたサービス事業所は対象としない。

（事業所の範囲の対象外）

第5条 前条の規定にかかわらず、暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴排条例」という。）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）が運営する事業所は対象としない。

（補助対象経費）

第6条 本事業における補助対象経費は、別表2に掲げる経費のうち、当該年度中に係る経費のみを対象とし、市長が定める実績報告の日までに契約、導入及び支払いが全て完了したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費は補助対象経費から除外する。

- (1) 国や他の自治体、横浜市が実施するその他の補助を受けているもの
- (2) 消費税及び地方消費税相当額
- (3) 振込手数料
- (4) 補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が難し

いもの

(5) 第1項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、直接事業と関連のない視察・研修費・食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費

(補助率及び補助限度額等)

第7条 補助率及び補助限度額は、別表2に定めるところによる。

2 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第8条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、横浜市電子申請・届出システムを用いて申請することとし、次に掲げる書類をそれぞれ市長が定める日までに送達しなければならない。

- (1)横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2)ケアプランデータ連携システム導入計画書（第2号様式）
- (3)購入予定機器等の見積書又は契約書又は発注書の写し（内容明細が確認できるもの）
- (4)購入予定機器等の仕様等が確認できる資料
- (5)その他市長が認めるもの

2 補助金規則第5条第3項の規定により市長が添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び同条第2項第2から4号に規定する書類とする。

3 申請者は、事業所ごとに申請を行うものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請を受理したときは、当該年度の予算の範囲内で、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、第1項の審査の結果により、補助金等の交付をしないことと決定したときは、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が前条に定める交付決定通知書の交付を受けた後に、次の各号に掲げる理由により補助金交付申請の取下げを行う場合には、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付申請取下届（第5号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1)交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき。
- (2)交付申請をした事業の遂行が困難なとき。

2 市長は、前項に規定する交付申請取下届の提出があったときは、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により補助対象事業者に通知する。

(変更の承認申請)

第 11 条 補助対象事業者は、補助金規則第 7 条第 1 号に定める事業の変更の承認申請を行うときは、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金変更承認申請書（第 7 号様式）に、次の書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) ケアプランデータ連携システム導入計画書（第 2 号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 補助金規則第 7 条第 1 号の規定により、市長が定める軽微な変更は、補助金額を著しく変更しない程度の変更とする。

3 市長は承認を行うに当たり、必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更することができる。

4 計画の変更により見積金額が増額となった場合は、当初決定額を上限として本補助金を交付する。

5 市長は、第 1 項による事業の変更の申請があった時は、その内容を審査のうえ、承認又は不承認を決定し、承認の場合は横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金変更承認通知書（第 8 号様式）により、不承認の場合は、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金変更不承認通知書（第 9 号様式）により補助対象事業者に通知する。

(実績報告)

第 12 条 補助金規則第 14 条第 1 項に規定する実績報告については、速やかに、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金実績報告書（第 10 号様式）

(2) 横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金実績額内訳書（第 10 号様式-別紙 1）

(3) 第 1 号の報告書に記載された補助対象となる経費が支払済であることを証する書類の写し

(4) 導入した介護ソフト、PC 等の写真等

(5) ケアプランデータ連携システムの利用開始日が確認できる書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める実績報告書は、市長が定める日までに提出しなければならない。

3 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により市長が本条第 1 項に定める実績報告書への添付を省略させることができる書類は、同条第 1 項第 3 号から第 5 号に規定する書類とする。

4 補助金規則第 14 条第 5 項ただし書きの規定に基づき市長が必要と認める領収書等は、補助事業等に係るすべての領収書等とする。

(補助金交付額の確定)

第 13 条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、報告書及びその添付書類等により、交付の対象となった事業の成果、経費の適切性等を審査し、本補助金の交付額を確定し、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付額確定通知書（第 11 号様式）により行うものとする。ただし、交付確定額は、第 9 条第 1 項により通知した補助金の交付決定額を上回ることはいできない。

2 補助金の交付額確定にあたり、交付申請時の補助対象経費から減額があった場合は、減額になった補助対象経費をもって補助金額の算出を行う。

(交付の請求)

第 14 条 補助対象事業者は横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付請求書(第 12 号様式)を作成し、市長に提出するものとする。

(決定の取消)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金規則第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第 5 条に該当するとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定は、第 13 条の規定による交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、前項の規定により交付決定の取り消しをしたときは、速やかに申請者に横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付決定取消及び返還通知書(第 13 号様式)により通知するとともに、既に補助金等が交付されているときは期限を定めて、その金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第 16 条 前条の規定により、この補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しを行い、交付補助金相当額の支払いを命じたときは、市長は、補助対象者が補助金を受領した日から補助対象者が交付補助金相当額を支払った日までの日数に応じ、補助金の額(一部を返還した場合は、返還後の期間において既返還額を控除した額)につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金(100 円未満を除く。)を補助対象者に納付させることができる。

2 補助金の返還を命じた場合において、補助対象者が定められた納期日までに補助金相当額を納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金(100 円未満の場合を除く。)を納付させることができる。

3 前 2 項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(加算金の基礎となる額の計算)

第 17 条 前条第 1 項の規定により加算金の納付を命じた場合において、補助対象者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 18 条 第 16 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(警察本部への照会)

第 19 条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(関係書類の整備)

第 20 条 補助対象者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

2 補助金規則第 26 条の規定により、市長が定める関係書類には備品等の納品書も対象とし、その保存期間は 5 年とする。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は令和 7 年 7 月 11 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附則

(施行期日)

この要綱は令和 8 年 6 月 18 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表1 補助対象となるサービス種別

- ・訪問介護
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護（みなし指定を除く）
- ・訪問リハビリテーション（みなし指定を除く）
- ・通所介護
- ・通所リハビリテーション（みなし指定を除く）
- ・福祉用具貸与
- ・夜間対応型訪問介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・認知症対応型通所介護
- ・地域密着型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護
- ・居宅介護支援
- ・介護予防支援

別表2 ケアプランデータ連携システムを導入するに際して要した経費に対する補助

補助対象経費	条件		補助率	上限
(1) ケアプランデータ連携システム活用のための介護ソフトウェア導入経費（ソフトウェア購入費、ソフトウェア使用料）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請を行う年度において、当該システムを新たに利用するために当該システムのベンダー試験の要件を満たす介護ソフトの新規導入または変更を行うこと ・ソフトウェア使用にかかる経費が月額使用料である場合は、当該年度における使用料であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請を行う年度において初めてケアプランデータ連携システムのライセンスを取得する事業所であること ・申請を行う年度において当該システムを活用すること ・当該システムの継続的な活用を予定すること 	10分の10	8万円
(2) ケアプランデータ連携システム活用のためのパソコン等のハードウェアの購入・設置費等	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアプランデータ連携システム専用端末として使用するために購入するパソコン等のハードウェアであること 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の制度による補助金の交付を受けていない又は受けようとしていないこと 		

第1号様式

年 月 日

(申請先)
横浜市長

(申請者)
法人所在地
法人名称
代表者職名
代表者氏名

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付申請書

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱の交付を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日 横浜市規則第 139 号）及び横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱を遵守します。

1 補助金交付申請額 _____円
(対象経費の 10 分の 10 とし、1,000 円未満の金額は切り捨てるものとします。)

2 申請区分

- ケアプランデータ連携システム活用のための介護ソフトウェア導入経費
 ケアプランデータ連携システム活用のためのパソコン等のハードウェアの購入、設置費等

3 添付書類

- (1) ケアプランデータ連携システム導入計画書（第 2 号様式）
(2) 購入予定介護ソフトウェア等の見積書又は既導入の場合、契約書または発注書の写し
(内訳明細が確認できるもの)
(3) 購入予定介護ソフトウェア等の仕様等が確認できる資料
(4) その他市長が定めるもの

第2号様式

ケアプランデータ連携システム導入計画書

1 補助対象経費で導入する介護ソフトウェア等を使用する事業所

※当該事業所以外での使用は認められません。

※申請は事業所単位で行ってください。異なるサービス種別で同一の事業所番号を使用している場合は一つのサービス種別でのみ申請可能です。

介護保険事業所番号	
サービス種別	
事業所の名称	

2 実施事業の概要

介護ソフトウェア等を導入する目的		
導入する介護ソフトウェア等		「5 補助対象経費」の通り
ケアプランデータ連携システムの利用開始予定日		
購入の場合	納品予定日	
	支払予定日	
月額利用の場合	利用期間	
	支払予定日	

3 書類作成者連絡先

作成者氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

4 申請時点の前提条件の確認（該当する項目を選択。）

- 申請年度において初めてケアプランデータ連携システムのライセンスを取得予定または取得している。
- 申請年度から新たにケアプランデータ連携システムの利用を開始予定または開始している。
- ケアプランデータ連携システムの導入後継続的に利用を予定している。

5 補助対象経費

項 目 ※製品ごとに、見積書に記載の製品名、メーカー名、型番などを 記入	金 額 ※税抜きの金額を記載して ください。
	円
	円
	円
	円
	円
合 計 (ア)	円
補助金交付申請額 (ア又は8万円の少ない方の金額を記入してください。) (1,000円未満の金額は切り捨て)	円

第3号様式

第 号
年 月 日

法人（団体）名

代表者氏名 様

横浜市長

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付決定通知書

申請のありました、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1 交付決定額

_____円

2 事業所の名称

3 介護保険事業所番号

4 交付条件

(1) 本補助金は、補助対象事業のみに使用し、他の事業に流用しないでください。

(2) 本事業の終了後、年 月 日までに実績報告書等を提出してください。

(3) 次の事項が生じたときは、速やかに所定の書類を提出してください。

ア 交付申請をした事業の遂行が困難になった等の理由から、申請の取り下げを行うとき。

イ 交付決定を受けた事業内容、補助対象者の名称、所在地、代表者に変更が生じたとき。

※変更により見積金額が増額となったとしても、交付決定額を増額することはできません。

(4) 交付条件に違反した場合は、補助金の全額又は一部の返還を求められます。

(5) 市長は、必要があると認めた場合は、当該補助金に関する調査を行うことがあります。

(担当)

第4号様式

第 号
年 月 日

法人（団体）名

代表者氏名 様

横浜市長

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金不交付決定通知書

申請のありました、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金については、審査の結果、補助金を交付しないことと決定しましたので通知します。

1 事業所の名称

2 サービス種別

3 介護保険事業所番号

4 理由

(担当)

横浜市長

(申請者)
法人所在地
法人名称
代表者職名
代表者氏名

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付申請取下届

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金の交付申請について、
次の理由により取下げますので、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付
要綱第10条1項に基づき届け出ます。

1 取下げ理由

第6号様式

第 号
年 月 日

法人（団体）名

代表者氏名 様

横浜市 長

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定しました横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金について、第10条第2項の規定に基づき、次のとおり補助金交付決定の（全部・一部）を取り消します。

1 取消しを行う交付決定の内容と理由

交付決定日	
交付決定額	
取消額	
取消しを行う理由	
備考	

(担当)

横浜市長

(申請者)
法人所在地
法人名称
代表者職名
代表者氏名

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金変更承認申請書

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金の交付申請について、変更が生じたので、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱第11条第1項に基づき、次の通り届け出ます。

1 変更理由

2 変更内容

変更前	変更後

※見積金額の変更の場合は、新たな見積書の写しを添付してください。

注1) 必要に応じ条件を付し、又は交付決定の内容を変更する場合があります。

注2) 計画の変更により見積金額が増額となった場合でも、当初決定額を上限として本補助金を交付します。

第8号様式

年 月 日

法人（団体）名

代表者氏名 様

横浜市 長

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金変更承認通知書

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金の変更申請につきましては、審査の結果、承認しましたので、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱第11条第5項により通知します。

1 変更内容

(1) 変更前

(2) 変更後

2 交付条件

(1) 本補助金は、補助対象事業のみに使用し、他の事業に流用しないでください。

(2) 本事業の終了後、年 月 日までに実績報告書等を提出してください。

(3) 次の事項が生じたときは、速やかに所定の書類を提出してください。

ア 交付申請をした事業の遂行が困難になった等の理由から、申請の取り下げを行うとき。

イ 交付決定を受けた事業内容、補助対象者の名称、所在地、代表者に変更が生じたとき。

※変更により見積金額が増額となったとしても、交付決定額を増額することはできません。

(4) 交付条件に違反した場合は、補助金の全額又は一部の返還を求めることがあります。

(5) 市長は、必要があると認めた場合は、当該補助金に関する調査を行うことがあります。

(担当)

第9号様式

年 月 日

法人（団体）名

代表者氏名 様

横浜市 長

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金
変更不承認通知書

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金の変更申請につきましては、審査の結果、不承認としましたので、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱第10条第5項により通知します。

1 不承認理由

(担当)

横浜市長

(申請者)
法人所在地
法人名称
代表者職名
代表者氏名

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金実績報告書

年 月 日 第 号で交付決定のありました、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業について、次のとおり実施いたしましたので、関係書類を添えて報告いたします。

本実績報告の補助金額については、国や他の自治体、横浜市が実施する補助を受けているものは含まれていません。

1 補助金額

- (1) 実績額(a) _____ 円
(2) 交付決定額(b) _____ 円
(3) 差引不用額(c=b-a) _____ 円

2 購入経費

- ケアプランデータ連携システム活用のための介護ソフトウェア導入経費
 ケアプランデータ連携システム活用のためのパソコン等のハードウェアの購入・設置費等

3 添付書類

- (1) 実績報告書（別紙 1）
(2) 前号の報告書に記載された補助対象となる経費が支払済であることを証する書類の写し
(3) 導入した介護ソフト、PC 等の写真等
(4) その他市長が必要とする書類

(別紙1)

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金実績額内訳書

1 補助対象経費で導入する機器等を使用する事業所

※当該事業所以外での使用は認められません。

介護保険事業所番号	
サービス種別	
事業所名称	

2 実施事業の概要

介護ソフトウェア等を導入する目的		
導入した介護ソフトウェア等		「4 補助対象経費」の通り
ケアプランデータ連携システムの利用開始日		
導入による効果		
購入の場合	納品日	
	支払日	
月額利用の場合	利用期間	
	支払日	

3 書類作成者連絡先

作成者氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

4 補助対象経費

項 目 ※見積書の項目をそのまま記入 ※メーカー名、型番は必須			金 額 ※税抜きの金額を記載して ください。 円
項目	メーカー名	型番	
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
合 計 (ア)			円
補助金額 (実績額) (ア又は8万円の少ない方の金額を記入してください。) (1,000円未満の金額は切り捨て)			円

法人（団体）名

代表者氏名 様

横 浜 市 長

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日 第 号により、交付を決定した事業所における横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金については、次のとおりその交付金額を確定しましたので通知します。

1 補助金交付確定額

_____ 円

2 事業所名

3 次の事項が生じたときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

既に交付した補助金については、返還請求いたします。

- (1) 要綱第 4 条に定める申請者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 本市及び他の機関又は制度において同種の助成を受けていたとき。
- (3) 本補助金の交付条件に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の手段により偽りその他不正の手段によって本補助金の交付決定を受けたとき。
- (5) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (6) 補助金を交付することが適当でないと認められる事由が発生したとき。
- (7) 日本の法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。

4 補助金の使途について、必要があると認められるときは調査を行うことがあります。

(担当)

法人（団体）名

代表者氏名 様

横 浜 市 長

横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付決定取消及び返還通知書

年 月 日付で交付決定しました横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金について、横浜市ケアプランデータ連携システム導入促進事業補助金交付要綱第 15 条の規定に基づき、次のとおり補助金交付決定の（全部・一部）を取り消します。補助金交付後の場合は、返還するよう通知いたします。

1 補助金交付取消理由

2 交付取消金額

_____ 円

3 返還請求について（補助金交付後の場合のみ記載）

返還請求額	
	(返還請求額： 円) 【内訳】 (加算金： 円)
納付期限	年 月 日
納付方法	添付する納付書による
備考	積算根拠は別添のとおり
その他	

(担当)